

令和7年度事業計画

1 実施事業会計（公益目的事業）

公益目的財産額を公益目的の事業に支出するため、公益目的支出計画に従って次の事業を行う。

(1) 講演会等開催事業

県民の厚生福利活動を支援するため、教育、文学、歴史、科学等各分野の著名人による講演会や教養講座（参加型のワークショップ等）の開催を年4～5回、神奈川県内会場にて開催する。

（令和7年度実施予定内容）

区 分	内 容	備 考
教 養 講 座	防災セミナー ・震災時どのように身を守るのか、ノウハウを伝えるセミナー	開催予定時期：6月～8月 開催予定場所：横浜、川崎市内
	KAAT キッズプログラム招待企画 ・小学生とその保護者を対象に夏休み期間中にKAAT神奈川芸術劇場で開催される「KAAT キッズプログラム」に招待	開催予定時期：7月 開催場所：KAAT神奈川芸術劇場
	おかねの教室 ・「“おかね” ってなに？」 「おかねの使い方（消費/投資/浪費）」について教える教室	開催予定時期：8月 開催予定場所：横浜、川崎市内
	プログラミング教室 ・小中学生を対象に、人気の高いソフト「マイクラフト」を使ってプログラミング技術を教える教室	開催予定時期：8月 開催予定場所：横浜、川崎市内
講演会	講師選定中	開催予定時期：10月 開催予定場所：はまぎんホールヴィアマーレ
	（一財）神奈川県教育福祉振興会との共催事業	未定

(2) 人材活用事業

県民の地域における生きがいづくり活動に対し、神奈川県退職者等が各自の知識と経験を生かして、講師や指導者として協力するための人材情報を収集し、ホームページにて情報提供する。

(3) 施設利用促進事業

県民の余暇活動を行う場として、県内の公的施設を利用できるよう施設情報を収集し、ホームページにて情報提供する。

2 その他会計（福利事業）（認可特定保険業）

認可特定保険業者（平成25年3月に神奈川県より認可特定保険業の認可を取得）として保険業務を行う。

現職会員数

区 分		令和7年度会員数 (4月1日現在)	令和6年度会員数 (4月1日現在)	増 減
1	常勤県職員	13,144人	13,638人	△494人
2	病院機構職員	1,082人	1,145人	△63人
3	産業技術総合研究所職員	93人	98人	△5人
4	保健福祉大学職員	88人	90人	△2人
5	団体等職員	33人	35人	△2人
小 計		14,440人	15,006人	△566人
6	会計年度任用職員・非常勤職員	409人	441人	△32人
7	臨時的任用職員・契約職員	314人	323人	△9人
8	暫定再任用職員・再雇用職員	245人	322人	△77人
小 計		968人	1,086人	△118人
合 計		15,408人	16,092人	△684人

(1) 現職会員事業（現職会員総合保険）

ア 現職給付事業

現職会員に対し、次のとおり保険金給付を行う。

「保険金の見直し」に伴い令和7年度から結婚祝金、出産祝金、入学祝金の保険金額を改正する。

また、介護保険金を時間単位の保険金額に改正する。

	保険の種類	保険金の支払事由	保険金額
1	祝金 結婚祝金 出産祝金 入学祝金 永年会員リフレッシュ祝金	現職会員が結婚したとき又は結婚のために退職し、その後3か月以内に結婚するとき 現職会員及び配偶者が出産したとき 子が小学校、中学校に入学したとき 契約期間が1年以上の現職会員が、勤続期間20年以上、かつ、年齢が55歳以上になったとき ※会員区分6～8の会員を除く	2万円 2万円 1万円 2万円
2	看護・介護保険金 看護保険金 介護保険金	現職会員又は被扶養者が負傷又は疾病のため入院し、付添看護人を10日を超えて雇用したとき 現職会員が「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）」第15条の6、第16条の2第1項及び第16条の3第1項又は「学校職員	1日につき2千円を限度にその実費とし、1年度20日を限度とする。 1日につき2千円、1時間につき250円（1年度4万円を限度とする。） 休暇等を時間単位で取得した場合

		の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号)」第12条の6、第13条の2第1項及び第13条の3第1項に規定する介護休暇等及びこれらに準ずる休暇等を取得したとき	は、1月単位で合計する。 ただし、端数時間は切り捨てる。
3	死亡保険金	現職会員が死亡したとき	15万円
4	遺児育英保険金	現職会員の死亡の当時に被扶養遺児が生存していた場合 ※会員区分6～8の会員を除く	小学校就学前 130万円 小学校在学中 120万円 中学校在学中 110万円 上記以外の被扶養遺児100万円
5	家族死亡保険金 配偶者死亡保険金 こども死亡保険金 親死亡保険金 その他被扶養者死亡保険金 死産保険金	配偶者が死亡したとき 子が死亡したとき 親が死亡したとき 配偶者、親、子以外の被扶養者が死亡したとき 現職会員又は配偶者が死産したとき	7万円 1万円 1万円 1万円 1万円
6	退会保険金	契約期間が1年を経過した現職会員が退会したとき	加入後平成17年度までは1年につき5千円、その後は1年につき2千円、ただし、最高10万円を限度とする。
7	退会返還保険金	現職会員が退会したとき ※会員区分6～8の会員を除く	退職後に退職会員総合保険に加入する目的で、加入から退会まで納めた保険料の総額とする。

イ 福祉助成事業

現職会員の余暇活動等を支援するため、次のとおり助成事業を行う。

(ア) 厚生活動自由選択事業

振興会独自で開発したキャッシュバック型カフェテリアプラン「福利厚生ポイント制度」を実施する。

(イ) 保養施設等利用助成事業

法人会員制宿泊施設と契約を締結し、会員が低廉な料金で利用できるよう助成を行う。

また、シーズンシート契約により、プロ野球、サッカー、バスケットボール等スポーツ観戦の無料招待を抽選にて行う。

宿泊施設

ラフォーレ倶楽部、セラヴィリゾート泉郷

ラフォーレ倶楽部宿泊補助券（3千円/1人）

セラヴィリゾート泉郷宿泊補助券（3千円/1人）

シーズンシート

・野球

横浜DeNAベイスターズ 6席【横浜スタジアム】

東京ヤクルトスワローズ 2席【明治神宮球場】

・サッカー

横浜F・マリノス 4席【日産スタジアム】

川崎フロンターレ 4席【Uvanceとどろきスタジアム】

・バスケットボール

横浜ビー・コルセアーズ 2席【横浜国際プール】

婚活支援

企業専用、独身者専用AI縁結びアプリ「Aill goen(エールゴエン)」の無料利用

(ウ) 療養給付金等助成事業

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に規定する退職派遣者の会員に対し、療養給付金等を助成する。

(2) 積立年金事業（積立年金総合保険）

積立年金会員及び積立年金保険受給者に対し、次のとおり保険金を給付する。

	保険の種類	保険金の支払事由	保険金額
1	積立年金保険金	積立年金会員が定年退職又は1号勸奨退職したとき	退職時から5年を限度に任意の年数で受給を希望する場合：基礎額※と支払期間中に生ずる運用益相当額を加算した額 一時金を希望する場合：基礎額
2	退職時一時保険金	積立年金会員が定年退職又は1号勸奨退職以外の事由により退職したとき	基礎額
3	死亡保険金	積立年金会員又は積立年金保険受給者が死亡したとき	積立年金会員の場合：基礎額 積立年金保険受給者の場合：死亡の時点で確定している未受給の積立年金保険金相当額
4	死亡特別保険金	積立年金会員又は積立年金保険受給者が死亡したとき	3万円
5	退会返還保険金	積立年金会員が退職以外の事由により退会したとき	基礎額。ただし、契約期間が2年以内の場合はその期間中に払い込んだ保険料の総額

※ 基礎額 積立年金会員が現職会員中に払い込んだ保険料の総額に相当する額とその運用益相当額

(3) 退職会員事業（退職会員総合保険）

現職会員（会員区分6～8の会員を除く）の退職後の医療費の軽減を目的として退職会員総合保険を行う。

ア 医療互助事業

現職会員が45歳以上で退職し退職会員総合保険に加入した場合、退職会員として、次のとおり保険金を給付する。

	保険の種類	保険金の支払事由	保険金額
1	医療保険金	退職会員が75歳に達するまでの間、病気又は負傷によって国民健康保険法に規定する療養を保険医療機関又は保険薬局等で受け、一部負担金を支払ったとき	診療報酬明細書ごとの一部負担金の額が2,100円以上の場合に支給対象とし、2,000円と100円未満を控除した額（一部負担金の額は、療養に要する費用に10分の3を乗じて得た額を限度とし、診療報酬明細書ごとに80,100円の範囲とする） 年間給付限度額10万円
2	祝金 古希祝金 喜寿祝金 米寿祝金 白寿祝金	退職会員が70歳に達したとき 退職会員が77歳に達したとき 退職会員が88歳に達したとき 退職会員が99歳に達したとき	3万円 5万円 7万円 10万円
3	死亡保険金	退職会員が死亡したとき	退職会員の死亡時の年齢に応じて別に定める額
4	脱退返戻金	退職会員が保険契約を解約したとき	退職会員の脱退時の年齢に応じて別に定める額

イ 厚生事業

退職会員の余暇活動を支援するため、振興会で企画した演劇、コンサート等鑑賞及び人間ドック受診に対し助成を行う。

(4) その他(住宅建設資金貸付)

認可特定保険業の資産運用の一環として、現職会員の福利厚生を図るため、現職会員が自己の居住する住宅及びその敷地を取得する場合等に、所要の資金を貸し付ける。

貸付対象者	会員区分1～5の会員で会員期間が3年以上の者
貸付限度額	10万円単位で50万円以上2,000万円以下 金融機関等、全ての借入れを含む年間返済額の合計が総年収の35%以内が条件
貸付利率	年利1.8%（固定金利） 平成30年度から特例貸付利率として貸付利率年1.24%を適用
償還方法	元利均等月賦償還 元利均等半年賦償還 元利均等月賦償還及び半年賦償還の併用
償還期間	5年～30年のいずれかを選択（5年単位）

3 その他会計（富岡アパート貸付事業）

振興会が所有する富岡アパート5・6号棟を県に貸付け、法定点検等の管理運営業務を行う。

4 その他会計（収益事業）

(1) 売店等運営事業

県民の利便を目的として神奈川県立病院機構足柄上病院、こども医療センター及び循環器呼吸器病センターと固定資産賃貸借契約を締結し売店、自動販売機、カード式テレビ等を設置し運営を行う。

（契約期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間）3病院売店については（株）ローソンのフランチャイジーとしてコンビニエンスストア運営を行う。

なお、建設業課内売店は令和7年3月31日をもって閉店。これを受けて直営売店は全て閉店となった。

(2) 刊行物発行事業

県民の利便を目的として、「有償刊行物」等、県の刊行物の販売を行う。

なお、建設業許可申請の手引き及び申請書等のダウンロード化に伴い販売量が減少傾向にあることから令和7年3月31日をもって建設業関係各種届出等用紙類の販売は終了となった。

(3) 収入証紙取扱事業

県民の利便を目的として、振興会事務局及び委託販売所6箇所の計7箇所において収入証紙の販売を行う。（収入証紙の種類：1円から10万円までの22種類）

なお、各種申請手続の際に必要な手数料等の支払いに、キャッシュレス決済が導入されることに伴い令和7年9月30日をもって収入証紙制度が廃止となる。

(4) 共済組合受託事業

地方職員共済組合神奈川県支部から次の業務を受託して行う。

ア カフェテリアプラン「福利厚生ポイント制度」の利用に係る組合員への支払い事務

イ 厚生活動（スポーツ施設利用券・文化施設利用券）冊子に係る受託業務

（ア） 契約施設との契約に必要な事務

（イ） 連絡調整事務及び情報提供・利用調整事務

（ウ） 厚生活動冊子の作成、配付及び保管事務

（エ） 利用券の精算事務、契約施設及び組合員への支払事務

(5) その他運営事業

ア 自動車保険取次事業

団体割引適用で保険料が割安になる団体扱自動車保険をあつせんし、保険の取次業務を行う。

イ 損害保険等取次事業

団体割引適用で保険料が割安になる団体普通傷害及び公務員賠償責任保険、団体長期障害所得補償保険の取次業務を行う。

ウ 指定店等取次事業

生活に関連した業者（引っ越し、冠婚葬祭、買い物等）を指定し、低廉な価格で利用できるよう冊子「振興会ハンドブック」及びホームページで紹介する。

5 法人会計

法人の事業活動にかかわらず、法人が存続して行く上で必要な経常的費用として、役員報酬、管理部門の総務担当職員の給料手当等の人件費、理事会・評議員会の開催費用等を支出する。

6 振興会経営の安定

第四期経営改善計画の内容に沿った事業の見直し及び改善を進め、安定的経営の確保に努める。